

福祉環境委員会

令和4年1月27日(木)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長(保険年金課長)、久保健康福祉部参事(新型コロナウイルスワクチン対策室長)、藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、井上環境課長(カーボンニュートラル準備室長)

〔金城支所〕篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

〔旭支所〕西川支所長、鎌原市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

1 執行部報告事項

- (1) 敬老福祉乗車券交付事業における対象者拡充について 【地域福祉課】
- (2) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業(国補正分)について 【地域福祉課】
- (3) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【地域福祉課・健康医療対策課】
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について 【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (5) 令和4年度浜田市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の連携体制(案)について 【子育て支援課】
- (6) 令和4年度幼児教育施設入園・入所申込み状況について 【子育て支援課】
- (7) 放課後児童クラブの整備について 【子育て支援課・金城支所市民福祉課・旭支所市民福祉課】
- (8) 令和4年度に予定されている国民健康保険料制度改正について 【保険年金課】
- (9) 令和4年度国民健康保険事業費納付金(本算定)について 【保険年金課】
- (10) 浜田浄苑の外部委託について(報告) 【環境課】
- (11) 浜田漁港高度衛生管理型7号荷さばき所への再生可能エネルギーの導入について 【カーボンニュートラル準備室】
- (12) 金城地域断水防止対策について 【管理課・工務課】
- (13) 下水道事業の公営企業会計への更なる移行について 【下水道課】
- (14) その他

2 その他

3 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について
【Vol.63 12月号】（委員間で協議）

- ・対応協議結果の提出締切：2月28日（月）

4 委員会研修について（行政視察代替）（委員間で協議）

5 取組課題について（委員間で協議）

敬老福祉乗車券交付事業における対象者拡充について

障がいのある方の通院費等の経済的負担の軽減、社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、敬老福祉乗車券交付事業における対象者を拡充し、70歳未満の障がいのある方への販売を開始いたします。

| | 現 行 | 令和4年度～令和5年度 |
|---|---|---|
| 障がい者 タクシー等 利用料金助成 (無料交付) | 対象者 <ul style="list-style-type: none">・市内に住所を有する次のいずれかの手帳の交付を受けた方。 (人工透析患者及び精神障がい者通院交通費助成制度利用者を除く)<ul style="list-style-type: none">① 身体障害者手帳1・2級② 療育手帳A③ 精神障害者保健福祉手帳 内 容 <ul style="list-style-type: none">・1年度につき1冊当たり3,000円の敬老福祉乗車券5冊(15,000円分)を限度に無料交付。 但し、人工透析療法を受ける必要がある者で、通院距離が2km以上の場合には距離に応じ最大45冊まで上乗せ交付(最大120,000円分/年)。 | |
| 敬老福祉 乗車券交付 事業 (70歳未満へ の有料交付) | | 対象者 <ul style="list-style-type: none">・市内に住所を有する次のいずれかの手帳の交付を受けた70歳未満の方。 (人工透析患者及び精神障がい者通院交通費助成制度利用者を除く)<ul style="list-style-type: none">① 身体障害者手帳1・2級② 療育手帳A③ 精神障害者保健福祉手帳 内 容 <ul style="list-style-type: none">・1年度につき1冊当たり3,000円の敬老福祉乗車券を1,500円で10冊を限度に販売。 (浜田駅から半径8km以上の地域の方は1年度につき15冊を限度) |

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業 (国補正分)について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対し、速やかに生活支援を行うため1世帯あたり10万円を支給します。

○支給対象者

- ① 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる（家計急変）世帯

○制度概要

| | |
|-------|----------------------------------|
| 【支給額】 | 1世帯当たり100千円 |
| | ・住民税均等割非課税世帯等 8,461世帯(推計) |
| | ・家計急変世帯 747世帯(推計) |
| | 【推計総支給額】 9,208世帯×100千円=920,800千円 |

【支給方法】

①住民税非課税世帯(プッシュ式による確認書送付)

ア.市は住民税均等割非課税世帯を抽出し、給付内容・確認事項を記載した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付する。

イ.確認書が届いた世帯は内容を確認し、発送日から3か月以内に市に返送する。

ウ.市は確認書が到着した世帯の内、対象世帯に速やかに給付金を支給する。

※令和3年1月2日以降転入者を含む世帯、令和3年度市民税が未申告である者を含む世帯については、申請書の提出が必要。

②家計急変世帯(本人からの申請書提出)

ア.対象者は市に対し、申請書を令和4年9月末日までに提出する。

イ.市は申請者が支給要件に該当するかを審査の上、速やかに給付金を支給する。

今後のスケジュール(案)

| | |
|-----------|------------------------|
| 令和4年1月24日 | 対象者リスト作成、管理システム構築、広報開始 |
| 〃 2月中旬 | 確認書の送付開始 |
| 〃 3月初旬 | 家計急変世帯の申請受付開始、給付金の振込開始 |
| 〃 9月末日 | 申請書提出〆切 |

新型コロナウイルス感染症関連の状況について

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

浜田市では昨年の11月から感染者0の状況が続いておりましたが、1月5日以降連日感染者が確認されています。

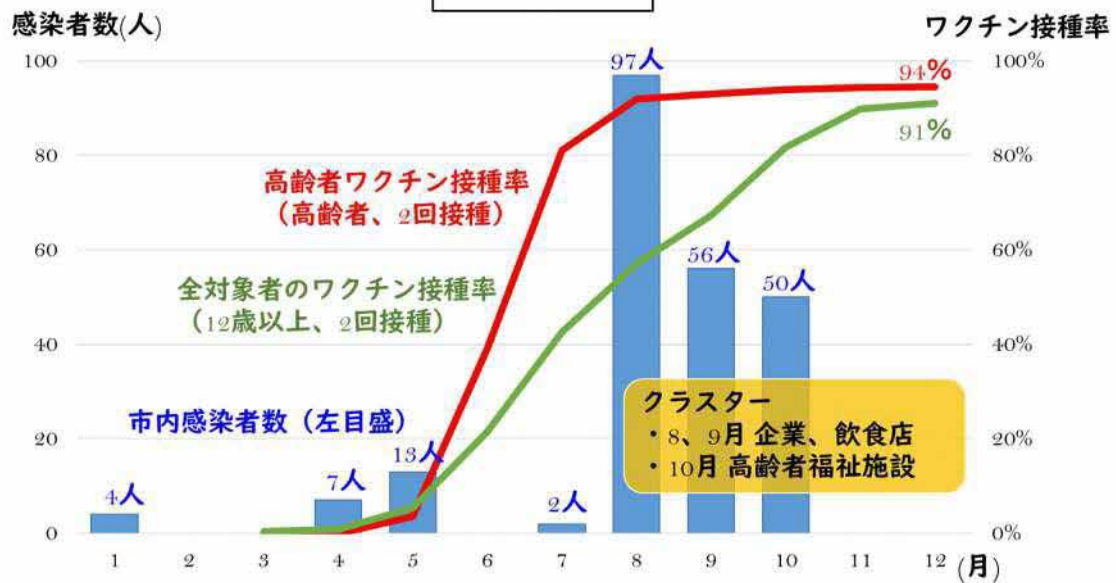
◇患者件数（月）・（人）

※令和4年1月24日公表分まで

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|-----|
| 令和2年度 | | | | | | 2 | | | 4 | 4 | | | 10 |
| 令和3年度 | 7 | 13 | | 2 | 97 | 56 | 50 | | | 141* | | | 376 |

浜田市内の感染状況

昨年1年間



※1月中旬からの感染者数の急激な増加に伴い、浜田管内ではクラスターの発生等も相次いで発生しており、現在、浜田保健所では疫学調査、PCR検査等が滞っております。その結果、1月14日より、市別の発表は無くなり、浜田保健所管内（浜田市・江津市）での数値の発表となっており、現在も1月14日以降の浜田市の感染者数は判明していません。

◇1月14日以降の患者数（人）

| 確認日 | 1/14 | 1/15 | 1/16 | 1/17 | 1/18 | 1/19 | 1/20 | 1/21 | 1/22 | 1/23 | 1/24 | 合計 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | |
| 管内数 | 30 | 30 | 66 | 34 | 66 | 58 | 50 | 33 | 26 | 28 | 18 | 439 |
| 浜田市確定数 | 14 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 | — | 1 | — | — | 12 | 45 |
| 江津市確定数 | 4 | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | 6 | 13 |
| 調査中 | 12 | 19 | 62 | 30 | 65 | 57 | 50 | 32 | 26 | 28 | 0 | 381 |

2 新型コロナウイルス感染症電話相談の状況

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請により健康医療対策課・支所市民福祉課において電話相談を実施しています。また、令和3年3月からは、ワクチンに関する相談も県報告に計上することになりましたので、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談も計上しています。

◇相談者数及び相談件数（年度）（件）

※令和4年1月21日現在

| | 相談者数 (人) | 症状等の 健康相談 | 医療体制 | 予防・治療 | ワクチン 副反応 | ワクチン 一般 | その他 |
|----------|-------------|--------------|------|-------|-------------|------------|-----|
| 令和2年度 | 273 | 49 | 21 | 10 | 0 | 19 | 178 |
| 令和3年度* | 5,033 | 55 | 9 | 12 | 13 | 4,401 | 553 |
| 4月～11月まで | 4,685 | 34 | 9 | 11 | 13 | 4,155 | 472 |
| 12月 | 71 | 1 | 0 | 0 | 0 | 68 | 2 |
| 1月* | 277 | 20 | 0 | 1 | 0 | 178 | 79 |

（注）相談者の複数相談もあり、相談者数と相談内容の合計は一致しません。

3 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、浜田市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。1月には、検体採取の内5件の陽性判定がありました。

◇検査件数（月）・（件）

※令和4年1月21日現在（ ）は陽性件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|-------|-----|-----|-----|-------|----|----|--------|
| 令和2年度 | | | | | | | | | 1 | 14 | 4 | 1 | 20 |
| 令和3年度 | 9 | 4 | 6 | 5 | 13 | 17(2) | 4 | 11 | 5 | 30(5) | | | 104(7) |

4 市庁舎の閉鎖の状況

- (1) 1/20（木）に東分庁舎1階職員の陽性を確認。同日午後より東分庁舎1階を部分閉鎖し、窓口業務等については、同フロアの別窓口で対応。
- (2) 1/23（日）に本庁1階職員2名の陽性を確認。1/24（月）開庁時より本庁舎1階を閉鎖し、窓口業務等については、東分庁舎等で対応。

5 市民への感染防止への呼び掛け状況

- (1) 市長からの緊急メッセージ動画（1/12、14、20収録）
 - ・石見ケーブルテレビで放映（1/12、13、14、15、20、21、22リピート放送含む）
 - ・市ホームページ掲載
 - ・報道投げ込み（1/14、1/20）
- (2) 市長メッセージ配信（防災メール、ホームページ）
 - ・1/6、8、13、14、20
- (3) 防災無線による市長からのメッセージ
 - ・1/15、20

※島根県より陽性者の報告があった日は、逐次、感染者数や注意事項等を市HP、防災メールにて、発信しております

新型コロナウイルス感染症の影響で 生活資金にお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大で収入が減り、家計が苦しいとお悩みの方へ



貸付制度

| | 制度内容 | 金額 | 対象 | 貸付時期 | 申請窓口 | 備考 |
|--------|------------|----------|-----------------|----------|---------|-------------|
| 緊急小口資金 | 一時的な生活費を貸付 | 上限 20 万円 | コロナ起因の 収入減少者 | 概ね 4 日以内 | 社会福祉協議会 | 非課税世帯は償還免除有 |
| 総合支援資金 | 生活再建の費用を貸付 | 上限 60 万円 | コロナ起因の 収入減少者 | 概ね 4 日以内 | 社会福祉協議会 | 非課税世帯は償還免除有 |

給付制度

| | 制度内容 | 金額 | 対象 | 支給時期 | 申請窓口 | 備考 |
|------------------------------|--|--------------------|------------------------------|-----------|---------|---------------------------------------|
| 住居確保給付金 | 家賃を家主に直接給付 | 家賃相当額 (原則 3 ヶ月) | ①離職者・廃業者 ②コロナ起因の 収入激減者 | 家主と協議 | 社会福祉協議会 | ・月収、預貯金要件有り ・家賃額は上限有り |
| 住民税非課税 世帯等に対する 臨時特別給付金 | 非課税世帯はプッシュ式、 家計急変世帯は申請によ り給付金を支給 | 10 万円 | ①非課税世帯 ②コロナ起因の 家計急変世帯 | 概ね 2 週間以内 | 地域福祉課 | ①令和 3 年度非課税世帯 ②①と同程度に収入が減少 した世帯 |

お問い合わせ

《浜田市地域福祉課》

浜田市殿町 1 番地 浜田市役所東分庁舎 1 階

電話：(0855) 25-9201

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15(土・日・祝を除く)

Mail：fukushi@city.hamada.lg.jp

《浜田市社会福祉協議会》

浜田市野原町 859 番地 1 浜田市総合福祉センター内

電話：(0855) 25-1755

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝を除く)

Mail：hamada-shakyo1@hamada-shakyo.com

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

I 追加接種（3回目）について

1 実施期間

令和3年12月1日～令和4年9月30日

2 接種対象者

2回目の接種が完了した18歳以上の浜田市民の方

- ・医療従事者、高齢者施設等の入所者及び従事者
2回目接種から6か月以上経過
- ・その他の方

| 対象者 | 2月まで | | 3月から |
|---------|--------------------|---|--------------------|
| 65歳以上の方 | 2回目接種から 7か月以上経過 | ➡ | 2回目接種から 6か月以上経過 |
| 64歳以下の方 | 2回目接種から 8か月以上経過 | ➡ | 2回目接種から 7か月以上経過 |

3 高齢者・一般への接種

(1) 接種券の送付

初回：令和4年1月24日（月）

（対象者：2回目接種日が令和3年7月6日までの方）

以降、接種可能日の概ね1～2週間前に届くように随時送付

(2) 予約開始時期

令和4年1月24日（月）以降（接種券が届き次第）

(3) 接種開始時期

令和4年2月1日（火）

(4) 接種体制

① 個別接種 市内36医療機関で実施

② 集団接種 会場：港町 原井小学校体育館

| 接種日 | 時間 | | 見込 人数 | 予約受付期間 |
|----------|------------|-------------|----------|----------------------|
| | 午前 | 午後 | | |
| 2月19日（土） | - | 14:00-19:00 | 300人 | 2月7日（月）～ 2月15日（火） |
| 2月20日（日） | 9:00-12:00 | 13:00-16:00 | 450人 | |
| 3月5日（土） | - | 14:00-19:00 | 300人 | 2月21日（月）～ 3月1日（火） |
| 3月6日（日） | 9:00-12:00 | 13:00-16:00 | 450人 | |
| 3月19日（土） | - | 14:00-19:00 | 300人 | 3月7日（月）～ 3月15日（火） |
| 3月20日（日） | 9:00-12:00 | 13:00-16:00 | 450人 | |
| 計 | | | 2,250人 | |

※ 4月以降、別会場にて実施予定

(5) 使用するワクチン

- ・個別接種 ファイザー社製 又は 武田/モデルナ社製
- ・集団接種 武田/モデルナ社製

※ 国から配分される状況により、市が医療機関へ配分するワクチンを指定するので、接種者の希望による接種とはならない。

4 接種状況

ア 医療従事者への接種

接種実施医療機関において、自院及び近隣医療機関等の対象者の接種を12月から順次実施。

イ 高齢者施設入所者への接種

各施設において、1月から順次実施。

ウ 接種数

1,342件（令和4年1月21日時点のVRSでの状況）

5 実施スケジュール（見込み）

| 3回目接種可能時期 及び対象者見込数 | | 主な対象者 | |
|-----------------------|---------|-------|---|
| 3年12月～ | 4,000人 | ① | ② |
| 4年1月～ | | | |
| 4年2月～ | 14,500人 | ③ | ④ |
| 4年3月～ | 9,000人 | | |
| 4年4月～ | 5,000人 | | |
| 4年5月～ | 6,000人 | | |
| 4年6月～ | 1,800人 | | |
| 4年7月～ | 400人 | | |

① 医療従事者 ② 高齢者施設入所者等 ③ 高齢者 ④ その他一般

II 小児への接種について

5歳から11歳までの小児への接種の実施について、国において検討中。
令和4年3月以降、開始の見込み

浜田市新型コロナワクチン追加接種（3回目）

接種は2月から本格開始となります

令和4年1月14日 浜田市

新型コロナワクチンの効果は時間の経過とともに低下することから、感染予防と重症化のリスクを軽減するため、3回目の接種を行います。

【対象者】

2回目の接種が完了した18歳以上の浜田市民の方

※ 接種間隔が短縮されます。

| 対象者 | 2月まで | 3月から |
|---------|------------|------------|
| 65歳以上の方 | 2回目接種から7か月 | 2回目接種から6か月 |
| 64歳以下の方 | 2回目接種から8か月 | 2回目接種から7か月 |

追加接種（3回目）の流れ



【接種会場、予約方法】

接種は、①個別接種（医療機関）と、②集団接種（特設会場）で、実施します。

※ 接種会場、予約方法等の詳細については、「ホームページ」・接種券等の送付の際に同封する「お知らせ」に掲載します。

【使用するワクチン】

個別接種：ファイザー社製、又は、武田/モデルナ社製を使用します。

集団接種：武田/モデルナ社製を使用します。

※ 初回と異なるワクチンを使用すること（交互接種）は、複数の国で認められており、安全性や効果についても問題ないことが報告されています。

問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

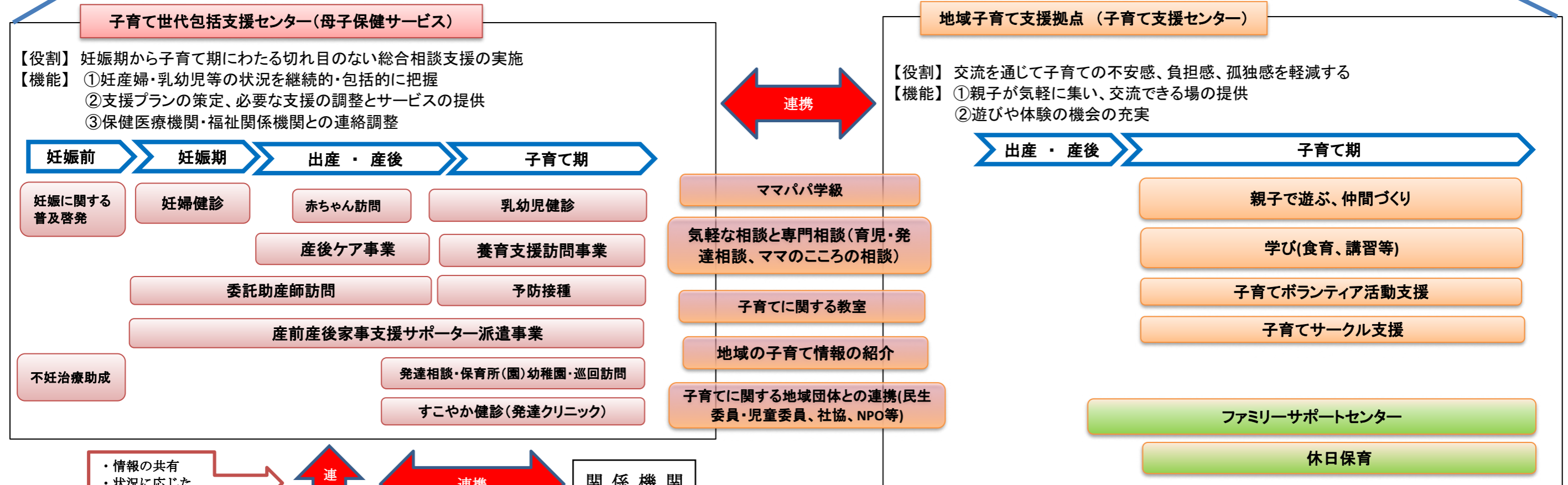
電話 0855-25-9250 平日9時~17時（土日、祝日を除く）

浜田市新型コロナウイルスワクチン対策室

電話 0855-25-9106

子育て世代包括支援センター「すくすく」(R4.4～野原町に新築移転)

保健師、看護師、助産師、栄養士、保育士等の専門職により、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談及び支援を行う。



新 子ども家庭総合支援拠点 (R4.4～現子育て支援課内に設置予定)

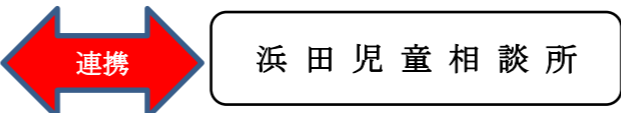
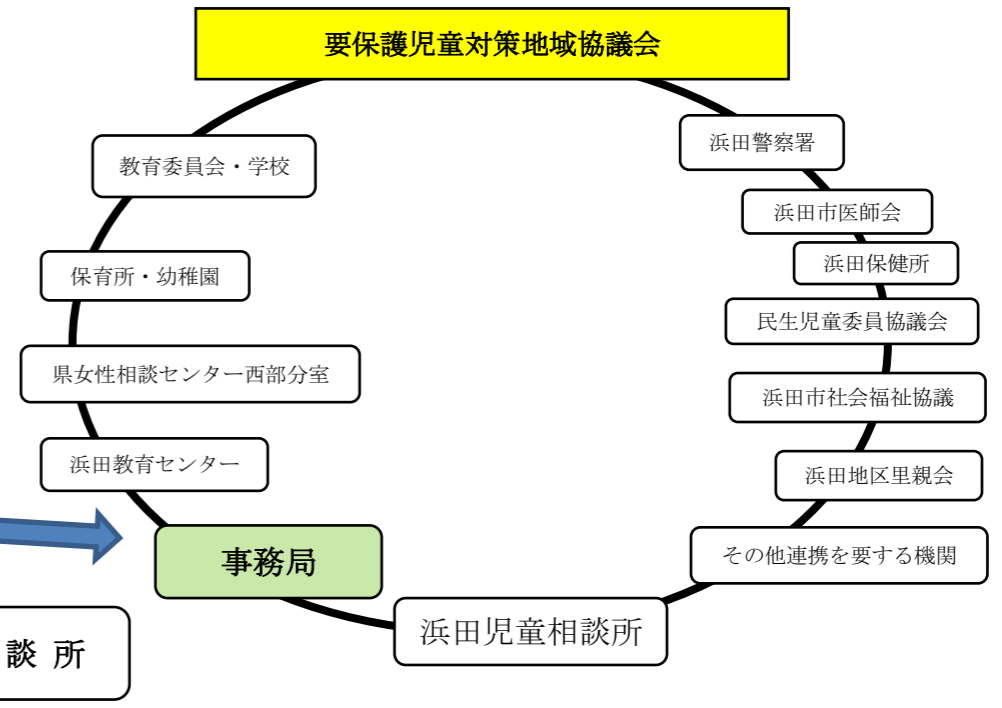
●平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点の設置に努めることとされた。

【役割】 要支援・要保護児童とその家族及び特定妊婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う。

【業務内容】

- ①子どもの家庭支援全般に係る業務⇒「子育て世代包括支援センター」が担う
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- ②要支援児童、要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市町村が行う指導
- ③関係機関との連絡調整⇒**要保護児童対策調整機関(事務局)**
 - ・支援拠点が調整機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携、協働の体制を推進
- ④その他必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援など
- ⑤女性相談に関すること

- 児童相談所から市へ移行される業務**
- ①中度虐待部分(市主導で対応可能と判断されたもの)への対応
 - ②保護者及び児童への面接による支援
 - ③虐待の予防強化
 - ④ショートステイの利用促進
 - ⑤児童相談所からの送致ケースへの対応



令和4年度 幼児教育施設入園・入所申込み状況について

1 公立幼稚園

令和3年12月1日（水）から20日（月）までの期間に行った令和4年度公立幼稚園園児募集において、以下のとおり新規入園申込みがありました。

【新規入園申込み児童数】

| | 年度 | 3年保育 (年少) | 2年保育 (年中) | 1年保育 (年長) | 合計 |
|----|-------|--------------|--------------|--------------|----|
| 石見 | R4 | 5 | | | 5 |
| | 参考:R3 | 4 | | | 4 |
| 長浜 | R4 | | | | 0 |
| | 参考:R3 | 4 | | | 4 |
| 美川 | R4 | 2 | 1 | | 3 |
| | 参考:R3 | 1 | 2 | | 3 |
| 合計 | R4 | 7 | 1 | | 8 |
| | 参考:R3 | 9 | 2 | | 11 |
| 増減 | | -2 | -1 | 0 | -3 |

なお、募集期間終了日時点の翌年度4月1日在籍見込み園児数は以下のとおりです。

【令和4年4月1日在籍見込み児童数】

| | 年度 | 3年保育 (年少) | 2年保育 (年中) | 1年保育 (年長) | 合計 |
|----|--------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 石見 | R4.4.1 | 5 | 5 | | 10 |
| | R3.4.1 | 4 | | 13 | 17 |
| 長浜 | R4.4.1 | | 3 | 4 | 7 |
| | R3.4.1 | 3 | 4 | 7 | 14 |
| 美川 | R4.4.1 | 2 | 4 | 4 | 10 |
| | R3.4.1 | 2 | 3 | 2 | 7 |
| 合計 | R4.4.1 | 7 | 12 | 8 | 27 |
| | R3.4.1 | 9 | 7 | 22 | 38 |
| 増減 | | -2 | 5 | -14 | -11 |

※令和3年4月1日については実績となります。

※園児数は保護者の転勤や入園の取下げにより変更となる場合があります。

※募集期間終了後も随時受入れを行います。

2 私立の幼児教育施設

令和3年12月1日（水）から28日（火）までの期間に行った令和4年度保育所、認定こども園保育園部の入所・入園第1次募集において、以下のとおり新規入園・入所申込みがありました。

（令和4年3月1日（火）から10日（木）までの期間に第2次募集を行います。）

【新規入園・入所申込み児童数】（市内施設）

| | 年度 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保育所 | R4 | 41 | 22 | 6 | 10 | 4 | 1 | 84 |
| | 参考：R3 | 41 | 43 | 17 | 8 | 8 | | 117 |
| 認定こども園 （保育園部） | R4 | 12 | 14 | 4 | 3 | 2 | 1 | 36 |
| | 参考：R3 | 24 | 13 | 3 | 2 | 5 | | 47 |
| 認定こども園 （幼児園部） | R4 | | | | | | | 0 |
| | 参考：R3 | | | | 4 | 6 | | 10 |
| 私立幼稚園 | R4 | | | | 7 | | | 7 |
| | 参考：R3 | | | | 7 | 3 | | 10 |
| 認可外保育園 | R4 | | 1 | 1 | | | | 2 |
| | 参考：R3 | 2 | | | | | | 2 |
| 合計 | R4 | 53 | 37 | 11 | 20 | 6 | 2 | 129 |
| | 参考：R3 | 67 | 56 | 20 | 21 | 22 | 0 | 186 |
| 増減 | | -14 | -19 | -9 | -1 | -16 | 2 | -57 |

【令和4年4月1日在籍見込み児童数】（市内施設）

| | 年度 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 保育所 | R4.4.1 | 52 | 151 | 188 | 211 | 231 | 237 | 1,070 |
| | R3.4.1 | 58 | 171 | 203 | 223 | 236 | 226 | 1,117 |
| 認定こども園 （保育園部） | R4.4.1 | 14 | 74 | 85 | 81 | 89 | 103 | 446 |
| | R3.4.1 | 32 | 81 | 93 | 89 | 102 | 95 | 492 |
| 認定こども園 （幼児園部） | R4.4.1 | | | | 18 | 33 | 23 | 74 |
| | R3.4.1 | | | | 33 | 22 | 23 | 78 |
| 私立幼稚園 | R4.4.1 | | | | 6 | 16 | 9 | 31 |
| | R3.4.1 | | | | 16 | 9 | 17 | 42 |
| 認可外保育園 | R4.4.1 | | 6 | 5 | 5 | 4 | 7 | 27 |
| | R3.4.1 | 2 | 3 | 5 | 5 | 7 | | 22 |
| 合計 | R4.4.1 | 66 | 231 | 278 | 321 | 373 | 379 | 1,648 |
| | R3.4.1 | 92 | 255 | 301 | 366 | 376 | 361 | 1,751 |
| 増減 | | -26 | -24 | -23 | -45 | -3 | 18 | -103 |

※令和3年4月1日については実績となります。

放課後児童クラブの整備について

【雲城地区児童クラブ】

1 整備理由

現在の雲城地区児童クラブは、雲城小学校から遠距離（約1.2km）にあり、児童が児童クラブまで移動する際に危険であることから、雲城小学校校庭に移転するための施設整備を行います。

2 施設の概要

- (1) 構造 軽量鉄骨造平家建
- (2) 竣工年月（予定） 令和4年11月
- (3) 延床面積（予定） 148.00㎡
- (4) 定員 50人



3 整備予定地

浜田市金城町下来原 1541-5
(雲城小学校校庭)

4 予算措置

国の令和3年度補正予算において、放課後児童クラブの整備費用に対する補助率が、令和4年度中に整備が完了するものに限りかさ上げされることとなりました。

この補正予算による補助金は、早期着手する自治体が優先採択されるため、市においても令和4年3月定例会議において整備費を補正予算に計上します。

※ 放課後児童クラブの整備費用に対する補助率

(現 行) 国 2/3、県 1/6、市 1/6 (別に県補助あり。)

(かさ上げ後) 国 5/6、県 1/12、市 1/12 (別に県補助あり。)

【今市児童クラブ】

1 整備理由

現在の今市児童クラブは、県道改良事業による支障移転対象となっているため、旧浜田高等学校今市分校跡地に（仮称）あさひ児童クラブの施設整備を行います。施設は、放課後子ども教室との複合施設とします。

2 施設の概要

- (1) 構造 軽量鉄骨造平家建
- (2) 竣工年月（予定） 令和5年12月
- (3) 延床面積（予定） 226.85㎡
うち放課後児童クラブ 175.85㎡
放課後子ども教室 51.00㎡
- (4) 定員 60人



3 整備予定地

浜田市旭町丸原 46-1
（旧浜田高等学校今市分校跡地）

4 予算措置

令和4年度当初予算に実施設計委託料、旧浜田高等学校今市分校解体費等を計上します。

整備費用については、移転補償費（令和5年度に県と補償契約）で対応します。

5 整備スケジュール（予定）

令和4年度 実施設計、旧浜田高等学校今市分校校舎解体
令和5年度 建設工事
令和5年12月頃 供用開始
令和6年1月～3月 現 今市児童クラブ解体

令和 4 年度に予定されている国民健康保険料制度改正について

1. 未就学児に係る均等割の半額軽減

未就学児（小学校入学前年度までの子）の保険料均等割を、半額軽減する制度が創設されます。低所得世帯に対する軽減がすでにかかっている場合でも、残った保険料をさらに半額軽減します。

《保険料軽減例（令和 3 年度保険料の場合）》

子どもにかかる保険料…医療分＋後期高齢者支援金分

（令和 3 年度：医療分均等割 26,500 円、支援金分均等割 8,900 円）

| 低所得世帯軽減の有無 | 現在 | 新軽減適用後 | 差 |
|------------|----------|----------|-----------|
| 軽減なし | 35,400 円 | 17,600 円 | −17,800 円 |
| 2 割軽減世帯 | 28,300 円 | 14,100 円 | −14,200 円 |
| 5 割軽減世帯 | 17,600 円 | 8,800 円 | −8,800 円 |
| 7 割軽減世帯 | 10,500 円 | 5,200 円 | −5,300 円 |

※端数処理の規定上、単純に半額とならない場合があります。

※令和 4 年度の保険料額は今後決定されるため、実際の保険料はこの表のとおりとはなりません。

※令和 3 年 12 月末現在の未就学児被保険者数…104 人

2. 保険料賦課限度額の上限引き上げ

医療分が 2 万円、後期高齢者支援金分が 1 万円、それぞれ引き上げとなります。これにより、介護分を含めた全体の賦課限度額は、102 万円となります。

《賦課限度額》

| | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 差 |
|--------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 63 万円 | 65 万円 | +2 万円 |
| 支援金分 | 19 万円 | 20 万円 | +1 万円 |
| 介護分（※） | 17 万円 | 17 万円 | − |
| 合計 | 99 万円 | 102 万円 | +3 万円 |

※介護分は 40 歳～64 歳の被保険者に賦課されます。

いずれの改正も令和 4 年度の保険料から適用する予定です。

令和 4 年 3 月定例会議に、本件に係る条例改正を上程します。

令和4年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

令和4年度事業費納付金及び標準保険料率等の本算定結果が県から通知されました。

浜田市事業費納付金：1,254,481,303円（一般被保険者分）

（医療分920,329,308円 支援金分263,480,006円 介護分70,671,989円）

対3年度増減 ▲80,887,366円 ▲1,539,565円 724,292円

| 被保険者数 （一般） | 一人当たり 所得額 | 医療費指数 （国平均=1） | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減 （A-B） |
|---------------|--------------|------------------|----------------------|----------------------|-------------|
| | | | 一人当たり保険料 収納必要額(A) | 一人当たり保険料 収納必要額(B) | |
| 9,212人 | 472,316円 | 1.2391 | 124,858円 | 127,439円 | ▲2,581円 |

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

令和4年度事業費納付金の傾向

- ・ 県全体の保険給付費見込額は、一人当たり医療費の増加と被保険者数の減少を勘案した結果、令和3年度（本算定時）と比較し大幅に減少すると推計されている。
（推計額約505億円、前年度と比較して約21億4千万円減）
- ・ 前期高齢者交付金交付額等、県全体の保険給付費見込額から控除する収入額は約8億8千万円減少しているが、保険給付費見込額の大幅な減少により、浜田市の医療分（一般）事業費納付金額は令和3年度（本算定時）と比較し約8,100万円の減となる。

◆令和4年度浜田市標準保険料率（本算定）

(1) 医療分+支援金分

| 区分 | | | 標準保険料率 （50：50） | 令和3年度 （本算定） | 対前年度比較 | 令和3年度 実際の料率 |
|------------------|-----|---------|-------------------|----------------|-----------|----------------|
| 医療分 + 支援金分 | 応能割 | 所得割 | 10.67% | 11.50% | ▲0.83ポイント | 11.93% |
| | | 被保険者均等割 | 34,014円 | 35,266円 | ▲1,252円 | 35,400円 |
| | 応益割 | 世帯別平等割 | 20,281円 | 22,727円 | ▲2,446円 | 24,600円 |
| 医療分 | 応能割 | 所得割 | 7.69% | 8.52% | ▲0.83ポイント | 8.88% |
| | | 被保険者均等割 | 24,600円 | 26,193円 | ▲1,593円 | 26,500円 |
| | 応益割 | 世帯別平等割 | 14,668円 | 16,880円 | ▲2,212円 | 18,600円 |
| 支援金分 | 応能割 | 所得割 | 2.98% | 2.98% | 0.00ポイント | 3.05% |
| | | 被保険者均等割 | 9,414円 | 9,073円 | 341円 | 8,900円 |
| | 応益割 | 世帯別平等割 | 5,613円 | 5,847円 | ▲234円 | 6,000円 |

(2) 介護分

| 区分 | | | 標準保険料率 （50：50） | 令和3年度 （本算定） | 対前年度比較 | 令和3年度 実際の料率 |
|-----|-----|---------|-------------------|----------------|----------|----------------|
| 介護分 | 応能割 | 所得割 | 2.41% | 2.34% | 0.07ポイント | 2.40% |
| | | 被保険者均等割 | 9,687円 | 9,337円 | 350円 | 9,000円 |
| | 応益割 | 平等割 | 4,653円 | 4,563円 | 90円 | 4,400円 |

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

医療分（一般）

県全体の医療費（保険給付費見込額）を推計し、

県全体の保険給付費見込額【約 505 億円】

県へ入る公費などを控除し納付金算定基礎額を求める

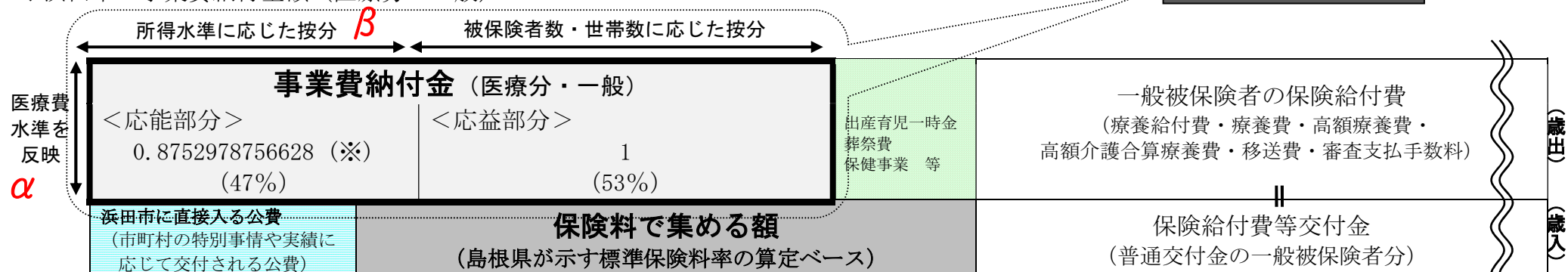
県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金、前期高齢者交付金等)
【約 393 億 6 千万円】

納付金算定基礎額
【約 111 億 4 千万円】

各市町村の医療費水準・所得水準等に基づき按分する

A 市納付金
B 市納付金
C 市納付金

◆浜田市の事業費納付金額（医療分・一般）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8752978756628 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

| | | | | | | | | |
|-----|---------------|---------------|---|---------------|---------------|---|---------|-----------------------|
| | 事業費納付金 | 納付金対象外経費 | = | 浜田市に直接入る公費 | 保険料で集める額 | → | 標準的な収納率 | 調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 |
| 医療分 | 920,329,308 円 | 123,342,820 円 | | 416,671,716 円 | 627,000,412 円 | | 96.84% | 647,460,153 円 (一般) |

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

支援金分（一般）

県全体の後期高齢者支援金を推計し、

県全体の後期高齢者支援金見込額【約 73 億 4 千万円】

県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求め、

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金等)
【約 37 億 4 千万円】

納付金算定基礎額
【約 36 億円】

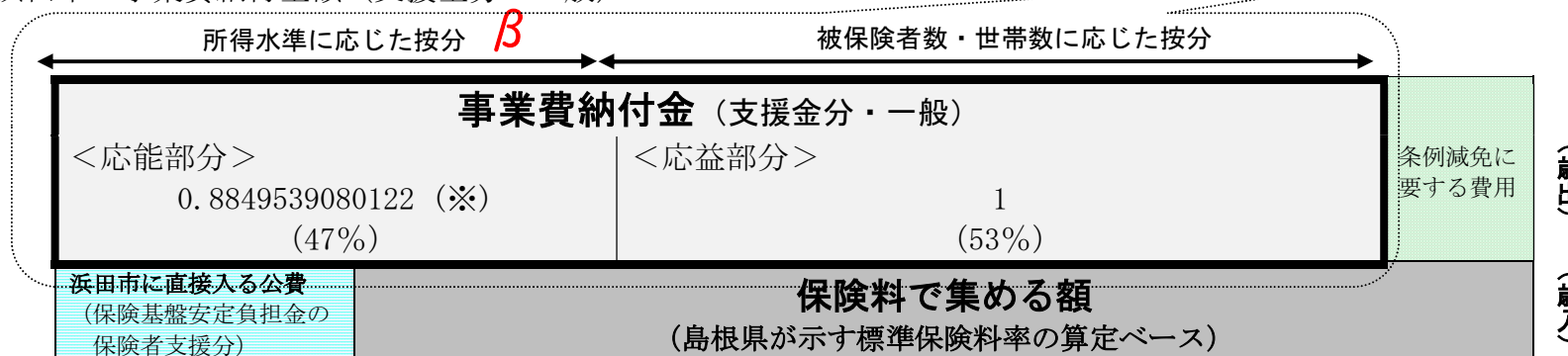
A 市納付金

B 市納付金

C 市納付金

各市町村の所得水準等に基づき按分する

◆ 浜田市の事業費納付金額（支援金分・一般）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8849539080122 (数値は本係数のもの)

◆ 事業費納付金額及び保険料で集める額

| | | | | | | | | |
|------|---------------|-----------|---|--------------|---------------|---|---------|-----------------------|
| | 事業費納付金 | 納付金対象外経費 | = | 浜田市に直接入る公費 | 保険料で集める額 | → | 標準的な収納率 | 調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 |
| 支援金分 | 263,480,006 円 | 861,000 円 | | 24,395,070 円 | 239,945,936 円 | | 96.84% | 247,775,646 円 (一般) |

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

介護分

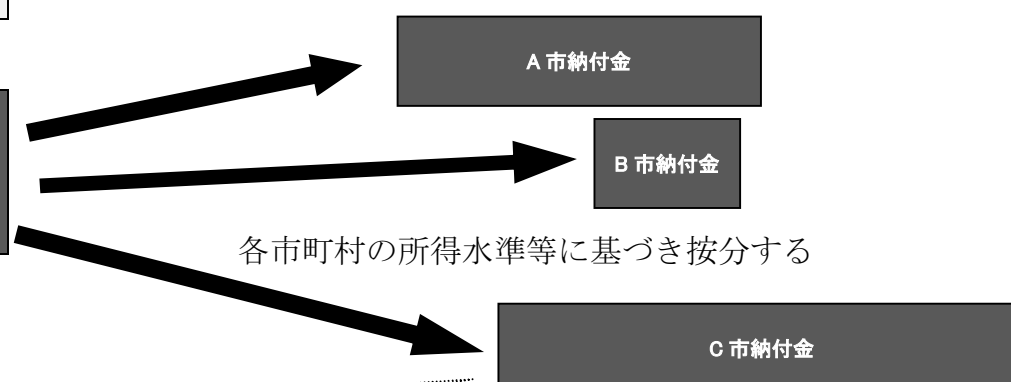
県全体の介護納付金を推計し、

県全体の介護納付金見込額【約 21 億 4 千万円】

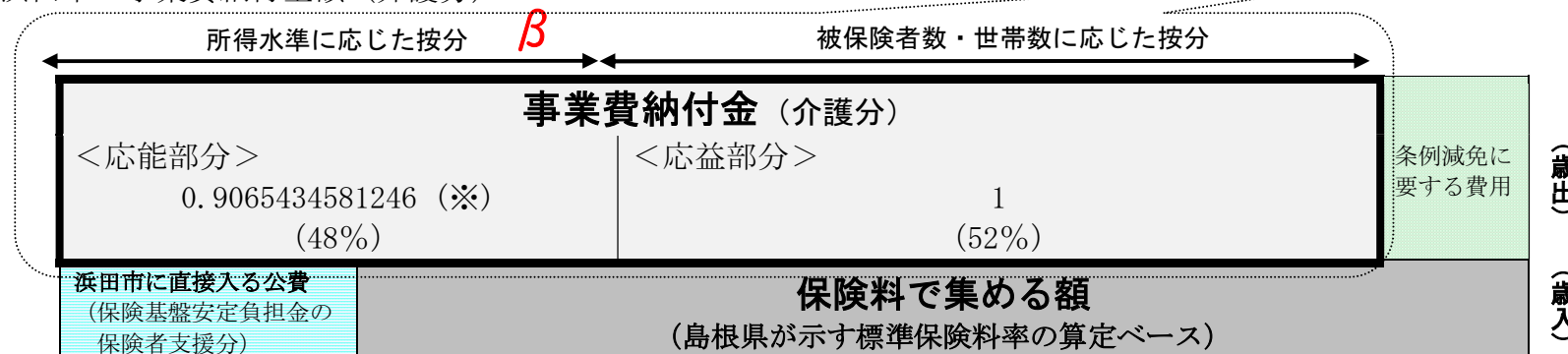
県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求め、

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金等)
【約 11 億円】

納付金算定基礎額
【約 10 億 4 千万円】



◆浜田市の事業費納付金額（介護分）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.9065434581246 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

| | | | | | | | | |
|-----|--------------|-----------|---|-------------|--------------|---|---------|-----------------------|
| | 事業費納付金 | 納付金対象外経費 | = | 浜田市に直接入る公費 | 保険料で集める額 | → | 標準的な収納率 | 調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 |
| 介護分 | 70,671,989 円 | 268,000 円 | | 6,474,551 円 | 64,465,438 円 | | 96.85% | 66,562,146 円 (一般+退職) |

浜田浄苑の外部委託について（報告）

浜田浄苑の管理運営業務を令和 5 年 4 月から外部委託することとしましたので報告します。

1 外部委託の背景、理由

浜田浄苑は、平成 30 年度事務事業評価における最終評価で、総合評価【D】と判定され、「今後の職員の退職年度や他部署の現業職員の配置状況等を考慮して、今年度中に業務委託や指定管理者制度について目標年度も含めて検討し、方針を決定する」こととされました。

2 運営方法について

浜田浄苑は、指定管理者制度において想定されている公の施設（※）には該当しないなどの理由から業務委託による運営が適切であると判断しました。

※公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設」と定義され、次の要件を満たすものとされています。

- ① 住民の利用に供するための施設であること
- ② 当該地方公共団体の住民が主たる利用者であること
- ③ 住民の福祉を増進する目的とすること

3 外部委託のスケジュール（案）

| 日時 | 内容 |
|------------|--------------------------|
| 令和 4 年度上半期 | 委託先の選定、決定 委託先決定後、議会報告 |
| 令和 4 年度下半期 | 受託者への引継 |
| 令和 5 年 4 月 | 管理運営業務の外部委託開始 |

4 その他

浜田浄苑と同様に D 評価となった浜田市不燃ごみ処理場の外部委託等の方針決定については引き続き検討を行います。

浜田漁港高度衛生管理型7号荷さばき所への再生可能エネルギーの導入について

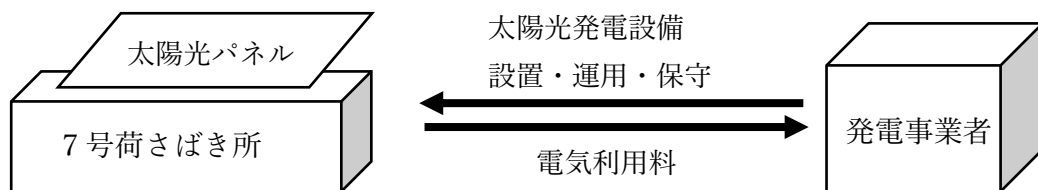
1. 主 旨

公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるため、浜田漁港高度衛生管理型7号荷さばき所の屋上を事業者に貸し出し、太陽光発電設備を設置・運用してもらい、発電した電気を利用するオンサイト PPA 事業を実施するための事業者選定に取掛ります。

2. オンサイト PPA 事業

PPA 事業とは、Power Purchase Agreement の略で電力販売契約と訳されます。

オンサイト PPA モデルとは、事業者が需要家の敷地内（オンサイト）に太陽光発電設備を事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備で発電した電気を需要家に供給することで利益を得る仕組みで、第三者所有モデルとも言われます。



3. 市のメリット

PPA 事業を活用して太陽光発電設備の設置費用や維持管理費をかけずに CO2 を削減すると共に安価な電力を調達できます。また、余剰電力が生じた場合は PPA 事業者による周辺施設（山陰浜田港公設市場）等への電力供給が期待できます。

4. 事業者選定

PPA 事業者の選定にあたりましては、公募型プロポーザル方式を実施し、電力供給事業の実績や事業の創意工夫あふれる提案を求めると共に地元企業優先の視点を持ち選定委員会に諮りたいと考えています。

5. その他

- (1) PPA 事業者が設置費用や維持管理費用を負担すると共に国の補助金を直接受けるため、浜田市が予算を計上する必要はありません。
- (2) スケジュールは、2～3 月プロポーザル、4 月業者選定・契約、5 月補助金申請、6 月～設置工事、2 月完成を予定しています。

なお、半導体をはじめとした部品調達の都合で完成が遅れる可能性があります。

金城地域断水防止対策について

令和3年12月9日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を、下記のとおり報告します。

記

1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

12月23日（木） 供用開始

2 下ノ原配水池系流量把握調査

年度内に流量把握設備設置工事発注予定

3 波佐浄水場送水能力の増強（検討事項）

1月13日（木） 波佐第4水源池 揚水量調査

1月17日（月） 波佐第3水源池 揚水量調査

4 凍結災害発生時の体制整備および広報活動

予想気温と実測気温の確認を行い、配備体制基準に応じて対応している。

5 全体スケジュール（令和3年度）

| | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|------------------|----|-------|----|-------------------|----|----|----|-----|-----|--------------|--------|----|----|--|
| 施設増強 (今福地区) | | 調査・計画 | | 今福地区 タンク増設工事 | | | | | | | | 供用 | | |
| 夜間流量把握 (今福地区) | | | | | | | | | | 夜間流量把握調査 | | | | |
| バルブ調整 (雲城地区) | | 調査・計画 | | 雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策 | | | | | | | | | | |
| 配水流量把握 (雲城地区) | | | | | | | | | | | 流量把握調査 | | | |
| 送水能力調査 (井戸調査) | | | | | | | | | | 送水能力、井戸揚水量調査 | | | | |
| 実態把握 | | 調査 | | コンサルタント業務 | | | | | | | | | | |
| 止水栓台帳 | | 計画 | | 調査・作成 | | | | | | 訓練 | | | | |

下水道事業の公営企業会計への更なる移行について

1 移行の背景

総務省からの平成27年通知（集中取組期間）に基づき、令和2年4月1日から公共下水道事業を公営企業会計へ移行しました。その後、同省からの平成31年通知（拡大集中取組期間）に基づき、公営企業会計への移行の更なる推進が要請され、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業の3事業についても、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に向け準備を進めています。

また、三隅地域において令和元年度より事業着手した統合事業に伴い、漁業集落排水事業の福浦地区を公共下水道（三保三隅処理区）へ接続するとともに、既に同処理区へ接続（平成20年度接続）している古湊地区もあわせ、令和4年4月1日から公共下水道（公営企業会計）として管理及び運営します。

2 進捗状況

令和2年4月 公共下水道事業の公営企業会計移行
（地方公営企業法の一部（財務規定等）適用）

令和2年5月 浜田市集落排水事業固定資産調査及び評価業務委託契約
受注者：株式会社ウエスコ浜田支店
期 間：令和2年5月21日～令和5年2月28日

資産調査結果（速報値）

| 項 目 | 種 別 | 資産額（千円） |
|-------------------|--------|------------|
| 下水道施設 （建物、管路等） | 農業集落排水 | 10,000,714 |
| | 漁業集落排水 | 1,298,432 |
| | 資源循環施設 | 103,745 |
| 土 地 | | 22,403 |
| 車両運搬具（資源循環施設） | | 15,904 |
| 合 計 | | 11,441,198 |

※農業集落排水の資産額には地方地区を含んでいます。

令和3年4月 三隅地域の公共下水道への統合事業に伴い、地方地区農業集落排水施設を公共下水道へ統合

3 地方公営企業法の適用範囲

公営企業会計移行に合わせて、令和6年4月1日より地方公営企業法の全部を適用することとし、必要な例規の整備を行います。

また、公営企業会計移行済みの公共下水道事業も含め、「下水道事業」として会計を一本化します。

全部適用と一部適用の比較

| 項目 | 全部適用 | 一部適用 |
|---------|--|---|
| 適用される規定 | 地方公営企業法の全てを適用 | 地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用 《財務規定等》 第3条～第6条、第17条～第35条、 第40条～第41条、附則第2項及び 第3項 |
| 会計方式 | 企業会計方式 | 同 左 |
| 組織体制 | 原則として管理者を設置する。 ただし、条例の定めにより管理者を置かないことができる。 その場合の管理者の権限は長が行う。 | 管理者の権限は長が行う。 |
| 職員の身分 | 企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法の適用を受ける。 労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。 政治的行為の制限がない。 | 一般行政職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。 政治的行為の制限がある。 |

全部適用のメリット、デメリット

| メリット | デメリット |
|---|--|
| 既に上水道と下水道の組織を一つに統合しており、上下水道職員を企業職員とすることで、より機動的で効率的な運営を図ることができる。 | 職員の身分の取扱いが変わるなど、改正を要する例規の範囲が一部適用に比べて広い。 出納事務や給与事務等に係る業務の増加が見込まれる。 |

4 今後のスケジュール

令和3年度 固定資産調査（漁集、農集）

令和4年度 三隅地域の公共下水道への統合事業に伴い、福浦・古湊地区漁業集落排水施設を公共下水道へ統合

固定資産調査（農集、生排）、条例・規則整備、会計システム構築

令和5年度 条例・規則改正、打ち切り決算、会計システム導入、

公営企業会計による令和6年度予算提案

令和6年度 公営企業会計へ移行

令和4年1月21日

総務文教委員長 永見利久様
福祉環境委員長 小川稔宏様
産業建設委員長 川上幾雄様
議会運営委員長 布施賢司様

議会広報広聴委員会
委員長 三浦大紀



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

はまだ議会だより Vol.63 (令和3年12月1日発行) で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和4年2月28日(月)正午までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.65 (令和4年5月1日発行予定) に掲載予定です。

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|--|----------|
| <p>浜田市スポーツ宣言都市 スポーツを通じて地域を元気に</p> <p>浜田市民＝幼児から高齢者</p> <p>この浜田市のスポーツ施設の老朽化が目立ちます。公共施設は、高額な利用料を徴収する施設ではなく、いつでも、どこでも、だれでもが、利用しやすい料金で、浜田市民のための施設です。</p> <p>この未来ある子どもたちのためにも、議員の皆様がしっかり目を開いて、お金、予算がない！ではなく、どうしたらできるかを生み出してほしいです。</p> <p>そのためには、いろいろな課題があると思いますが、既存の施設を活かし、廃止することも必要なため、浜田市民のためにぜひ改革をよろしくお願いします。</p> | |
| <p>命を守り、誰もが幸せに生きることができる浜田市にしてほしいです。</p> | |
| <p>第一には、郷土資料館の新築反対を述べたい。既存の建物等の補修をした方が良いのでは？</p> <p>コロナ禍で住みにくい世の中となっています。浜田においては、都会よりは良かったのではと思いました。</p> | |
| <p>SDGs を題した議会だより、三浦議員になられ良くなったと思います。</p> <p>2030 年までに、持続可能な浜田市のためによりしくお願いします。</p> <p>浜田市小中学校の水泳授業時間の確保陳情も拝見しました。スポーツ施設は上記のような状況です。学校授業で使う、プール備品も老朽化し、直しながら利用しています。未来ある子どもたちのためによりしくお願いします。</p> | |
| <p>歴史資料館計画凍結との新聞報道に安堵しました。議会の取組に感謝です。郷土資料館の老朽化は何とかしないといけないと思っています。私は浜田城を再建してその一角を資料館にできないものかと思っています。もちろん多大な資金を要すとは思いますが市民誰もが浜田市のシンボルととらえりピーターも格段に増えてくると思います。どうかご検討を。</p> | |
| <p>駅前だけではありません。町中も人通りはありません。新しく建てるだけでなく空き家の利用を考えたら？(岩多屋の意見より)</p> | |

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

福祉環境委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|---|----------|
| <p>浜田の空気を綺麗にしてほしいです。工場の煙や車の排気ガスなどの臭いが気になります。</p> | |
| <p>市長選では浜田が変わると思って期待をしていたが、これからは変わらず悪くなる一方だと周りは言っている。 子育てをしているが、浜田市は子育てしにくい町だと県外の友人から言われる。 浜田はなにをやっても出遅れている。 隣の益田市にかなり負けている。だから若い人たちが浜田に住まないし、少子化になるのだと思う。もっと浜田をよくしようと考えているのなら市民の声を聞くべき。本当に子育てがしにくく、住みにくい町だなとつくづく思う。</p> | |
| <p>隣の益田市では、若者が好きなお店や子供服が売ってあるお店もたくさんあるが、浜田市には全くない。それでよく少子化と言っている議員がいるが矛盾しているように思える。 子育て世代をもっと支援するべきだと思う。子供と一緒に遊べる場所もないのでそういったものも作ってほしい。 (遊具がたくさんある公園や施設など) 若者にこの町に住んでももらいたいと思うなら、そういったお店を作るべきではないのか。歴史資料館なんてもつてのほか。そんなものを建てたところで観光客が来るわけでもないし、若者が住みたいと思えない。歴史資料館は絶対反対。議員の方々にはもっと地域に目を向けた活動をしてほしい。</p> | |
| <p>中学生までの子どもや母子家庭等にはかなりの税金が使われ、一人暮らしには何もサポート、助成がないと感じています。浜田市の税金の使い方を検討していただきたいです。 市長、議員さんにおかれましては全力で浜田市をよい町にしていきたいです。 市政を問うのページにメンタル不調を増やさない仕組みづくりと書かれていました。原因除去について市役所内のある課長に要望しましたが、自分のところではやってないからととりあってもらえませんでした。誰もが働きやすい環境を作ることが浜田を元気にすることになると思います。慣例にとらわれず、改革を進めてほしいです。</p> | |

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

産業建設委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|--|----------|
| <p>隣の益田市では、若者が好きなお店や子供服が売ってあるお店もたくさんあるが、浜田市には全くない。それでよく少子化と言っている議員がいるが矛盾しているように思える。</p> <p>子育て世代をもっと支援するべきだと思う。子供と一緒に遊べる場所もないのでそういったものも作ってほしい。 (遊具がたくさんある公園や施設など)</p> <p>若者にこの町に住んでもらいたいと思うなら、そういったお店を作るべきではないのか。歴史資料館なんてもってのほか。そんなものを建てたところで観光客が来るわけでもないし、若者が住みたいと思えない。歴史資料館は絶対反対。議員の方々にはもっと地域に目を向けた活動をしてほしい。</p> | |

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|--|----------|
| <p>議員さんも変わり新しい方もおられるが、特に期待はしていない。議員の仕事は何をしているのかさっぱり分からない。</p> <p>選挙の時だけ必死で、選挙に当選すれば偉そうにしている議員がいる。浜田を変えようと思っても残念ながら変わらないのが浜田市。</p> | |
| <p>議員がもっと動いて市民の声をしっかりと聞くべきだと思う。市民に寄り添った活動をしていかないと浜田市は落ち込む一方だと思う。選挙の時だけ必死になってもダメ。</p> <p>市長選では浜田市が変わるチャンスだと期待していたが、結局変わらなかったなので特に期待はしていない。</p> <p>これからはもっと魅力ある活動をしていってほしいと思う。</p> | |
| <p>この読者アンケートにも見られるように市民の少ない小さな意見にも耳を傾ける活動をしてほしい。</p> | |
| <p>議員は地域の代表ですが、そのことだけにとらわれず、未来の浜田の全体像をイメージして市政にあたってもらいたい。あまりにも井戸端会議的である。</p> <p>議会で「おかしい」と思える事があれば、意見（反対の裏付けと、それに替わる対応案）を明確にできる議会であってほしい。付度はダメ。</p> | |
| <p>新メンバーに期待します。</p> <p>高齢化、人口減は仕方ありません。それでも住みやすい町をと思っています。</p> <p>新しい発想でやってみてください。</p> <p>本当に市民の声を聞いているのでしょうか。資料館、民意は反対です。</p> | |
| <p>市民は市政を見ています。数人集まれば市政に対して意見を言い合います。</p> <p>議員は各町、村に行き、地元の現状を把握し、精査されて議会で反映すべき。</p> <p>他の市などを勉強し、浜田でどう生かされるか、議員の力量が問われています。</p> | |

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

議会広報広聴委員会

| 意見 | 対応経過及び結果 |
|--|----------|
| 前回アンケートでマスク姿の写真はやめるようお願いしましたが、今回は人格が見え大変良かったと思います。表紙についても大変良いと思いました。 | |
| 今月の議会だよりの表紙は都会的でモダンだった。目を引いた。表紙の説明を読んで納得した。これからもクリエイティブな装丁を期待しています。 | |